

株 主 各 位

電子提供措置の開始日 2025年 5 月 2 日

第26回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

株式会社メディアドウ

本内容は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

なお、当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂しました。以下、改定箇所には下線を引き、改定前の文言その他の事項は〔〕内にて示します。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社を含むグループ会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をするため、また健全な事業活動倫理等の実践に努めるべく、当社として大切にする姿勢や価値観の共有を目的とした「パリュー（行動指針）」及びそれに基づく「メディアドゥ18の姿勢」を制定し、グループ会社の全取締役及び使用人に周知・徹底する。
- ② 定例取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の方針、法定事項及びその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 代表取締役〔代表取締役社長〕は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
- ④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ⑤ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち3分の1以上は独立社外取締役とする。
- ⑥ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑦ 取締役会の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を確認する。

- ⑧ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ② 四半期毎にサステナビリティ推進委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき代表取締役社長を本部長とした「対策本部」を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離する。
- ② 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を整備、制定し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ③ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社からグループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。また、グループ会社の取締役等は、グループ会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

- ② グループ会社を当社の一部署と位置づけ、グループ会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
 - ③ 当社のコーポレート部門担当取締役は、グループ会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。
 - ④ 当社の内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、コーポレート部門担当部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
 - ② 当該使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとするにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ④ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会のほか常勤役員会、サステナビリティ推進委員会等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ③ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報

告する。

- ④ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
- ⑤ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合又は通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ通知する。
- ⑥ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分することができるものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。
- ② 監査役は、代表取締役〔代表取締役社長〕と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は、社外取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。〔追加。以下条項繰り下げ。〕
- ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑤ 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ⑥ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等及び弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。
- ③ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。
- ④ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、子会社往査、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
また、常勤監査役は、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視するとともに、日々の業務が法令・定款及び社内規程等に違反していないか検証をいたしました。
- (3) 取締役会直下の内部監査室は、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、取締役及び監査役への結果報告並びに四半期毎に監査役会への報告を行いました。
- (4) 連結財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

- (5) 従業員に対し、コンプライアンス、個人情報の管理及び漏えい防止、インサイダー取引防止等をテーマにした社内e-ラーニングを定期的の実施し、コンプライアンス意識の一層の向上を図りました（当事業年度は10回実施しました）。
- (7) 内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善いたしました。
- (8) サステナビリティ推進委員会を4回実施しました。当事業年度の中で特に重点的に改善・推進していく必要があると判断した3つのモニタリングテーマ、及び長期的かつ持続的な企業価値向上を実現していくにあたって対処すべき経営上の重要課題（マテリアリティ）として特定した10個の課題について、それぞれ当事業年度末時点における達成目標・KPIを設定したうえで、その達成に向けて同委員会において定期的に進捗の報告・確認を行い、全社横断でサステナビリティ活動を推進いたしました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 Media Do International, Inc.
株式会社日本文芸社

当連結会計年度において、株式会社エブリスタについては、当社保有株式の全部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 テック情報株式会社
株式会社MyAnimeList

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMedia Do International, Inc.、Quality Solutions, Inc. 及びNetGalley, LLCほか6社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これら連結子会社の12月末日を決算日とする計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 主として定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) 自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 一部の連結子会社において、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容については、「6. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めて計上しております。
在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間
10～20年の定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

4,198百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。のれんの償却期間については、取得時点における事業計画に基づく投資の回収期間等を勘案し、超過収益力の効果の発現期間を見積もっております。

また、各連結会計年度において、のれんの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、当連結会計年度においては、株式会社日本文芸社及びアルトラエンタテインメント株式会社に係るのれんについて計411百万円の減損損失を計上しております。

これらの会計上の見積りに使用する事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

- ① 減損損失を認識した資産の概要、減損損失の金額

会社・場所	用途	種類	金額
株式会社日本文芸社 (東京都千代田区)	事業用資産	のれん	247百万円
アルトラエンタテインメント株式会社 (東京都千代田区)	事業用資産	のれん、 有形固定資産	235百万円

- ② 減損損失を認識するに至った経緯

株式会社日本文芸社ののれんについては、取得時点における同社の事業計画と取得後の実績との間に乖離が認められたことから、減損損失を認識するに至りました。

アルトラエンタテインメント株式会社ののれん及び有形固定資産については、同社の業績推移及び今後の事業計画に基づき評価した結果、その回収が困難と認められたことから、減損損失を認識するに至りました。

- ③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、主に管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しております。

アルトラエンタテインメント株式会社ののれん及び有形固定資産については、経済的残存使用年数における将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったことから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

株式会社日本文芸社ののれんの使用価値の測定に際しては、将来キャッシュ・フローを11%で割り引いております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,172,972株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月18日 定時取締役会	普通株式	332百万円	22円00銭	2024年 2月29日	2024年 5月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	546百万円	36円00銭	2025年 2月28日	2025年 5月13日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、資金使途等に応じ、新株発行又は銀行借入により行う方針であります。

② 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に資本関係がある関係会社株式及び業務又は資本提携等に関連する株式であり中長期的に保有する方針です。また、定期的に時価や発行体の財務状態を把握するとともに、保有先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり流

動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次で資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

短期借入金及び長期借入金は、主にM&A等に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④ 金融商品に係る信用リスクの集中

当社グループは連結決算日現在における営業債権のうち60.0%超が上位5社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	627	627	－
資産計	627	627	－

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「長期借入金」については、変動金利によるものであり、市場金利が反映されることにより時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,837百万円）については、市場価格のない株式等であるため、「投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額204百万円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項の規定に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に関するインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	217	—	410	627
資産計	217	—	410	627

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。転換社債型新株予約権付社債はインカム・アプローチ（現在価値技法）により評価しております。転換社債型新株予約権の時価の算定に際しては重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル 3 の時価に分類しております。

(注 2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

評価技法	割引率調整法及び期待現在価値法
重要な観察できないインプット	割引率
インプットの範囲	3.2%

② 期首残高から期末残高への調整表 (単位：百万円)

	投資有価証券
期首残高	456
売却	△5
損益に計上（投資有価証券評価損）	△43
その他の包括利益に計上（その他有価証券評価差額金）	2
期末残高	410

③ 時価の評価プロセスの説明

レベル 3 に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の性質、特性及びリスクを適切に反映できる評価方法を決定し、用いられた評価技法及びインプットの妥当性を確認のうえ、時価を算定しております。また、時価の算定結果については経理部門責任者が承認しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率が著しく上昇（低下）した場合、投資有価証券の時価の著しい減少（増加）が生じます。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	電子書籍 流通事業	戦略投資 事業	計		
電子書籍取次	92,653	—	92,653	—	92,653
書籍・雑誌出版	—	2,020	2,020	—	2,020
Webサービス運営	1,113	2,549	3,662	—	3,662
出版業界向けソリューション	—	2,787	2,787	—	2,787
その他	—	339	339	450	789
顧客との契約から生じる収益	93,767	7,697	101,464	450	101,914
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	93,767	7,697	101,464	450	101,914

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントのチケット収入等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 電子書籍取次

当社において、電子書店への電子書籍コンテンツの販売を行っております。電子書籍コンテンツの販売に際しては契約に基づく配信許諾を行っており、顧客である電子書店での配信実績に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② 書籍・雑誌出版

連結子会社において、出版物（紙書籍・雑誌）の販売を行っております。出版物の販売の多くは返品を受け入れる契約条件（返品権）が付されており、これに伴う返金額は変動対価と考えられるため、過去の返品実績に基づく返金見込額を対価の総額から控除して収益を認識するとともに、返金負債を計上しております。なお、取引の対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

③ Webサービス運営

当社及び連結子会社において、各種コンテンツのWeb配信等を行っております。このうち会費制により運営されているものについては、会員との利用規約に基づくサービス提供の義務を負っていることから、当該サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。また、顧客が各種コンテンツをダウンロード又は閲覧する際に使用する有償ポイントを販売しているものについては、当該ポイントの使用又は失効実績に基づき収益を認識しております。なお、取引の対価は、原則として履行義務の充足前に受領することになっており、また、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

④ 出版業界向けソリューション

当社及び連結子会社において、出版業界向けの業務支援サービスをSaaS方式で提供しております。これらについては、顧客との利用契約に基づくサービス提供の義務を負っていることから、当該サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。また、これらサービスの導入支援やカスタマイズ等については、顧客の検収により支配の移転が完了した時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は、原則として履行義務の充足前に受領することになっており、また、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	23,294	24,033
契約負債	491	494

契約負債は、一定期間にわたり提供するサービスについて契約条件に基づき顧客から受領した前受金と、顧客に対して販売した有償ポイントの未使用残高であり、ともに収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える取引を識別していないため、記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,161円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 90円08銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

関係会社株式の譲渡

当社は、2025年3月26日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社である株式会社MyAnimeListの全保有株式を株式会社Gaudiyに譲渡することを決議し、同日、株式譲渡契約を締結しました。

これにより、2026年2月期第1四半期連結会計期間において、関係会社株式売却益531百万円を特別利益として計上する見込みであります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

：移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

：市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：主として定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産：定額法を採用しております。

（リース資産を除く）自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容については、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に記載しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建のその他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,386百万円
--------	----------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという「金融商品に関する会計基準」での考え方にに基づき、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

これら関係会社株式についても各事業年度において減損処理の要否を検討しておりますが、当社が保有する関係会社株式は上場子会社の株式会社フライヤー株式を除き市場価格のないものであるため、当該株式の実質価額が著しく低下したと判断される場合に減損処理を行うこととなります。また、当該株式の実質価額の評価に際しては、発行会社の財政状態の悪化が生じているかということに加え、取得原価に反映されている発行会社の超過収益力に毀損が生じているかということも考慮しております。

これらの会計上の見積りに使用する事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	43百万円
短期金銭債務	342百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	346百万円
営業取引（支出分）	1,634百万円
営業取引以外の取引（収入分）	264百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	3,587株
------	--------

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表

「6. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2百万円
契約負債	15百万円
減価償却超過額	175百万円
投資有価証券評価損	541百万円
貸倒引当金	259百万円
資産除去債務	28百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	1,065百万円
評価性引当額	△802百万円
繰延税金資産合計	263百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△15百万円
その他有価証券評価差額金	△14百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△30百万円
繰延税金資産の純額	233百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱日本文芸社	所 有 直 接 100	役員の兼務、 電子書籍の仕 入、資金の貸 付等	資金の貸付	500	1年内回収予定 の関係会社 長期貸付金	500
				利息の受取 (注1)	5	—	—
	アルトラエンタ テインメント㈱	所 有 直 接 100	役員の兼務、 経営指導、資 金の貸付等	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	764
				利息の受取 (注1)	7	—	—

(注1) 資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、子会社等の貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対する貸倒引当金の合計額は848百万円、貸倒引当金繰入額の合計額は405百万円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,222円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 126円27銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

関係会社株式の譲渡

当社は、2025年3月26日開催の取締役会において、当社の関連会社である株式会社MyAnimeListの全保有株式を株式会社Gaudiyに譲渡することを決議し、同日、株式譲渡契約を締結しました。

これにより、2026年2月期第1四半期会計期間において、関係会社株式売却益466百万円を特別利益として計上する見込みであります。